



いろいろ難しい内容を
一問一答で聞いてみましょう。



認定こども園とは？

認可保育所では保護者の就労等により家庭で保育ができない子(保育を必要とする子)の保育を行うことを目的としていますが、認定こども園では、①幼稚園と同様の4時間程度の教育と②保育を必要とする子に対して8時間程度の長時間保育の双方を行うことになり、さらに、③通園する園児の家庭に限らず地域の子育て家庭を対象に子育て支援事業を行うこととなります。

認定こども園には地域の実状に合わせて以下の4つのタイプがあります。



《幼保連携型》

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ、単一の施設。

《幼稚園型》

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

《保育所型》

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

《地方裁量型》

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

第2章

保育所の設置



(1)設置者について

児童福祉法第35条第4項によれば、「国、都道府県及び市町村以外の者」は、都道府県知事(政令・中核市内における設置については、政令・中核市長)の認可を受け保育所を設置することができます。

また、「国、都道府県及び市町村以外の者」とは、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、宗教法人、株式会社などです。

(2)定員について

保育所を設置する場合の定員規模は、20人以上とされています。

(3)敷地について

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則です。しかし、一定の条件を満たす場合は、賃貸物件でも認められることがあります。詳しくは、認可権者(県、那覇市、宮古島市)又は各市町村の担当課にご確認ください。